

日本赤十字広島看護大学研究データ管理・公開ポリシーに基づき、本学の実施方針を以下に定める。

1 本学の責任

本学の研究データの管理・公開について、責任者を下記のように定める。

- (1) 最高研究データ責任者 学長
- (2) 研究データの管理・公開の責任者 研究者/研究代表者
- (3) 組織整備研究データの機関提供の責任者 学長
- (4) 研究データの管理・公開の戦略策定及び環境整備等の責任者
学長
- (5) 研究データの管理・公開に関する戦略・支援の責任者
研究データ基盤開発委員長
- (6) 研究データの管理・公開に関する事務及びGakuNin RDMの利用に関する責任者
研究データ基盤開発委員長
- (7) 研究データ基盤システム（研究データの管理・共有を行うGakuNin RDM及び研究データの公開を行う機関リポジトリの総称）の整備及び運用の責任者
GakuNin RDM 研究データ基盤開発委員長
機関リポジトリ 図書館長

2 研究者の責任

研究者は、研究の形態に関わらず、研究データの管理・公開について責任を有するものとする。

3 研究代表者の研究課題における統括責任

研究代表者は、研究課題における研究データの管理・公開について、当該研究課題におけるメンバーの研究データ管理・公開に関する把握を含む統括責任を有するものとする。

4 研究データの管理・公開の推進

本学は、研究データの管理・公開を進めるべく、以下の項目を含む研究データの管理・公開についての戦略を策定するものとする。

- (1) 研究データの管理・公開についての機関の基本的な考え方
- (2) 研究データの管理・公開についての機関の体制整備
- (3) 研究データの管理・公開についての機関の運営上の位置付け
- (4) 研究データの管理・公開についての機関からの情報発信
- (5) 戦略の実施状況の把握と定期的な見直し

5 研究データの管理の目的

研究データガバナンスの構築及び維持を通じて、研究者の研究を促進するとともに、本学のコンプライアンス及び説明責任を果たすことを目的とする。

6 研究データガバナンスの範囲

本学は、次に掲げる事項によって研究データガバナンスを構築する。

なお、第6号及び第7号については、研究者の裁量を尊重するよう努める。

- (1) 研究データ等の安全管理
- (2) 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護
- (3) 研究データの提供元による条件の遵守
- (4) 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用
- (5) 研究データの共有・公開に係る条件の整備
- (6) 研究の公正及び研究の再現性に資する研究履歴の管理及び保存
- (7) 研究成果の共有・公開及び可能な限り多くの、長期的な研究データの共有・公開

7 研究データガバナンスの構築及び維持の方法

本学は、次に掲げる事項に基づき、研究データガバナンスを構築する。

- (1) 研究課題ごとの研究データ管理方針
- (2) 前号に基づく研究データの研究利用等
- (3) 研究課題実施期間中における研究データ管理記録の随時記録
- (4) 管理方針及び記録等への本学のアクセス

8 研究データ管理記録に関連して保存されるべき情報

本学は、次に掲げる資料を保存するものとする。

- (1) 研究課題終了後、一定期間の研究データとその管理方針・記録
- (2) 研究データが根拠データである場合の当該根拠データに係る研究成果
- (3) 事務処理等の関係書類

9 研究データの管理における研究者の責務

研究者は、研究データとその管理方針・記録を自身が関わる研究課題ごとに管理し、これを第11項第2号に定める範囲で本学がアクセスできるようにするものとする。

なお、研究者は、法令等及び契約に反しない範囲で、自身が関わる研究課題に設定されている場合の研究データ管理方針等を踏まえ、裁量をもってこれを行うものとする。

また、研究者は、研究データの管理を、本学が提供する研究データ基盤システム以外のシステムを利用して行うこともできる。

その場合、第11項第2号に定める範囲で本学がアクセスできるよう努めるものとする。

10 研究データの管理における研究代表者の責務

研究代表者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 研究データ管理方針の策定及びメンバーへの周知
- (2) 研究課題における研究データとその管理方針・記録の管理作成
- (3) メンバーによる研究データとその管理方針・記録の管理状況の把握

1.1 研究データの管理における本学の責務

本学は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) メンバーによる研究データとその管理方針・記録の管理を把握する等による、研究データに関する説明
なお、説明責任の履行のための利害関係者等への対応は、本学が行うものとする。
- (2) 研究データガバナンスにおける研究データとその管理方針・記録の管理の適切性の検討が必要な場合における研究データとその管理方針・記録へのアクセス
- (3) 第18項に定める環境の整備・運用
- (4) 人材育成に努める等研究者に対する助言

1.2 研究データの共有・公開及び利活用への配慮

研究データの共有・公開は、学術の継承及び進展、研究成果の社会への還元、研究成果の再現性の向上及び研究活動の透明性向上を目的とする。

本学は、当該目的のため、研究データの共有・公開を可能な限り多く、長期的に行うことで、研究データが利活用されるようにするものとする。

1.3 研究データの共有・公開の対象と本学における基準

研究データの共有・公開の対象は本学において生成等された研究データ（ただし、機関外には同等の研究データが存在しない等の理由により研究データの共有・公開に値するものに限る）を中心とする。

本学は、研究データの共有・公開にあたっては、論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他の研究データについても研究データの適正な取扱い、研究データが研究利用等された研究の公正及び研究の再現性、研究データの機密性及び研究者及び本学の研究開発に関わる利益に配慮した上、可能な範囲で公開する。

1.4 研究データの共有・公開における研究者の責務

- (1) 研究者は、第12項に定める目的及び第13項により定められた基準にもとづき、可能な範囲で多くの研究データを共有・公開するものとする。

なお、研究者は、法令等及び契約に反しない範囲で、自身に関わる研究課題に設定されている研究データの共有・公開に関する基準等を踏まえ、裁量をもってこれを行うものとする。また、研究者が本学の研究データ基盤システム以外のシステムを用いて研究データの共有・公開を行う場合は、次に掲げる要素に配慮しなければならない。

ア 信頼性

イ 永続性

ウ 公共性

エ 国内管理可能性

- (2) 研究者は、研究データ基盤システム以外のシステムを用いて研究データの共有・公開を行う際には、研究データ基盤システムによる研究データの共有・公開をあわせて行うことを検討しなければならない。

また、研究データ基盤システムによる研究データの共有・公開を行わない場合は、研究データ基盤システムにおいて、当該研究データの所在情報（当該システムの名称、当該研究データが所在するインターネット上のアドレス等）を登録しなければならない。

(3) 研究者は、研究データの共有・公開を行う際には、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- ア 研究データへのメタデータ及び説明等の付加
- イ 研究データの信頼性
- ウ 研究データの完全性
- エ 研究データが個人情報である場合の本人等、関係する者に関する権利利益の保護

1.5 研究データの共有・公開における研究代表者の責務

研究代表者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 研究課題のための研究データの共有・公開の基準の策定及びメンバーへの周知
- (2) 前号で定める基準への適合性の判断
- (3) メンバーによる研究データの共有・公開及びこれに関する研究データ管理記録における記録状況の把握

1.6 研究データの共有・公開における本学の責務

本学は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 以下の種類の研究データの共有・公開に用いられるよう、研究データ基盤システムを整備し運用する。
 - ア 既掲載又は既発表の論文等の根拠データ及び／又はサプリメンタルデータ
 - イ 投稿中又は発表申込中の論文等の根拠データ及び／又はサプリメンタルデータ
 - ウ 研究利用等した研究データ
 - エ 特定の視点で収集・編纂したデータセット
 - オ その他、機関において生成等された研究データ等であって、共有・公開が有益であると機関が判断した研究データ
- (2) 研究者に対して、研修等を行い人材育成に努める等、必要な助言を行うものとする。

1.7 組織整備研究データの提供と利活用の促進

(1) 本学は、組織整備研究データの提供（以下、本学の名で行うデータの提供を「機関提供」という。）に努め、組織整備研究データの利活用を促すものとする。

なお、組織整備研究データを機関提供する際は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- ア 組織整備研究データの機関提供を行うサービス（以下「組織整備研究データ提供サービス」という。）における法令遵守
- イ 組織整備研究データ提供サービスにおける、安全管理措置及びサービスの永続性
- ウ 組織整備研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護及び法令遵守
- エ 組織整備研究データの本学への提供者の権利利益及び意向
- オ 組織整備研究データの保有主体等の設定と運用
- カ 組織整備研究データの提供先の適切な選定及び提供に係る条件の整備

- キ 機関提供される組織整備研究データの信頼性
 - ク 研究データの機密性及び研究者、本学及び国家の研究開発に関わる利益
- (2) また、可能な限り多くの組織整備研究データが機関提供され利活用されるように、次に掲げる事項について、努めるものとする。
- ア 組織整備研究データ拡大のための提供者への呼びかけ
 - イ 組織整備研究データ提供サービスの広報、利用方法説明
 - ウ メタデータや利用統計情報の提供
 - エ 組織整備研究データ提供サービスの利用しやすさ、先進性、需要喚起力への配慮
 - オ 組織整備研究データ及びそのメタデータのFAIR原則への準拠
 - カ 研究データの種類及び性質に応じた、標準的なAPI等によるアクセス手段の提供
- (3) 本学は、組織整備研究データ提供サービスの提供に向けた環境整備を行うものとする。

1.8 研究データの管理・公開のための環境整備

- (1) 本学は、法令等の遵守及び研究データに関する説明責任のために、次に掲げる環境整備を行うものとする。
- ア 研究データとその管理方針・記録について、本学と研究者が協力し、役割分担して管理するための体制、制度及び情報基盤等の整備
 - イ 研究データとその管理方針・記録の本学における管理事務の明確化と、そのための事務体制の整備
 - ウ 研究データ基盤システム及び研究データ管理方針・記録ツールの整備
 - エ 研究データ管理方針及び研究データ管理記録の作成に係る手続きの支援
 - オ 研究データ管理方針の策定及び研究データ管理記録の作成に関する研究者に対する定期的な研修等及び助言体制の整備
- (2) 本学は、研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護のために、次に掲げる環境整備を行う。
- ア 研究データに対する安全管理措置
 - イ 研究データに含まれる個人情報の適切な取扱いの確保
 - ウ 研究データに関する安全保障貿易管理と研究インテグリティ確保のための国等の指針に従った取組
 - エ 共同研究契約や利用許諾契約等における研究データの権利関係の明確化と契約遵守
 - オ その他、必要とされる研究データ保護のための取組
- (3) 本学は、適正な研究データの取扱いのために、次に掲げる環境整備を行うものとする。
- ア 研究データの提供元が示した条件、及び研究データの取扱いに付された条件を遵守するための運用体制の整備
 - イ 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用を可能にするための管理環境の整備
 - ウ 研究データの共有・公開における共有先等における研究データの保有主体等の検討や利用許諾契約手続等の運用体制の整備
- (4) 本学は、研究の公正及び研究の再現性が保たれるように、次に掲げる環境整備を行うものとする。

のとする。

- ア 研究の公正及び研究の再現性に関する啓発
- イ 研究成果の保存環境の整備と運用
- ウ 研究データの研究利用等に関わる証跡や来歴情報等の記録環境の提供
- エ 研究の再現性の向上を可能とするツール等の調査と情報提供

(5) 本学は、可能な限り多く、長期的に研究データの共有・公開が行われるよう次に掲げる環境整備を行うものとする。

- ア 研究データ基盤システムとその運用体制の整備
- イ 研究データ基盤システムにおけるセルフアーカイブ機能と制限公開機能の整備と運用
- ウ 研究データの共有・公開に関する定期的な研修等及び助言体制の整備
- エ 研究データの共有・公開に関する基準の整備
- オ 組織整備研究データ提供サービスの提供に向けた環境整備

1.9 研究者の退職に関わる対応

研究者が本学を退職する場合、本学は、次に掲げる対応を行うことにより、当研究者が研究利用等した研究データに対して管理・公開が継続されるようにするものとする。

(1) 本学を退職する研究者（以下「退職研究者」という。）が本学所属中に研究利用等した研究データに係る研究データ等の本学管理については、当該研究者の退職後も所定の期間、継続するものとする。

(2) 退職研究者の異動先における、研究データの組織としての管理については、法令等及び契約により研究データとその管理方針・記録の本学から異動先への提供が妨げられず、退職研究者が本学に申請の上本学がこれを承認し、異動先が引き受けを承認した場合に行うものとする。

ただし、異動先が学術研究機関である場合に限る。

(3) 退職研究者は、研究利用等した研究データとその管理方針・記録の複写及び保有については、法令等及び、契約により研究データとその管理方針・記録の複写及び保有が妨げられず、

退職研究者が本学に申請のうえ、本学がこれを承認した場合に行うものとする。

(4) 本学は、退職研究者に対して、研究データの共有・公開を勧める。

2.0 研究者の採用に関わる対応

研究者が本学に採用される場合、当該研究者が採用前に所属していた組織において研究利用等していた研究データに対して管理・公開を継続するものとする。

なお、本学が採用する研究者（以下「採用予定研究者」という。）が採用前に所属していた組織において研究利用等していた研究データ等の本学管理については、法令等及び契約により研究データとその管理方針・記録の採用前に所属していた組織から本学への提供が妨げられず、採用予定研究者が本学に申請のうえ、本学がこれを承認し、採用前に所属していた組織が本学への提供を承認し、実際に提供を行った場合にこれを行う。

2.1 研究データの保存期間

論文等の形で発表された研究成果のもととなった研究データの保存期間は次のとおりとする。
なお、次に定める保存期間内に、合理的な理由なく故意に研究データを廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

- (1) 「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、画像等の「資料」の保存期間は当該論文等の発表から10年間とする。
- (2) 「実験試料」、「標本（資料）」や装置等、「もの」の保存期間は、当該論文等の発表から5年間とする。
- (3) 法令等により保存期間があらかじめ規定されている研究データは、その保存期間に従う。
ただし、当該保存期間が前号の期間より短い場合には、前号の保存期間とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。